

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、日本金銭機械株式会社と称し、英文では JAPAN CASH MACHINE CO., LTD.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 金銭、有価証券の出納保管に関連する機械の製造ならびに販売。
2. 経営事務、販売事務に関連する省力化機械の製造ならびに販売。
3. 住宅産業、教育産業、健康産業、飲食レジャー産業に関連する諸機械、器具設備の製造販売と調査運営、リース活動。
4. 不動産の賃貸ならびに管理。
5. 事務用機器、金庫、家具の製造販売、設計施工。
6. 遊技場の経営。
7. パチスロ遊技機、パチンコ関連遊技機器等の製造、販売。
8. 殺菌・防カビ・消臭用オゾン発生装置ならびに食品の鮮度保持用機器・加工用乾燥機の製造販売。
9. 前各号に附帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、118,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 前条に定める請求をする権利

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(新株予約権無償割当てに関する事項の決定)

第12条 当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のためになされる、新株予約権のうち一定の者はその行使または取得に当たり他の新株予約権者とは異なる取扱いを受ける旨の条件を付した新株予約権に係る新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議の委任による取締役会の決議により決定する。

### 第3章 株 主 総 会

(基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第15条 当社の株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代る。

(議決権の代理行使)

第16条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任)

第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(招集権者および議長)

第22条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代る。

(招集通知)

第23条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の省略)

第24条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該提案につき議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の承認決議があったものとみなす。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。

② 当社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会規程)

第26条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任)

第30条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤監査役若干名を選定する。

(招集通知)

第33条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 会 計 監 査 人

(選任)

第37条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第38条 当社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった会計監査人は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第39条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

② 当社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によって行わない。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日、中間配当の基準日は毎年9月30日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

この定款は1955年 1月11日より実施する。

この定款は1961年 9月13日より一部改定実施する。

この定款は1964年10月 1日より一部改定実施する。

この定款は1969年 6月 3日より一部改定実施する。

この定款は1969年 6月 5日より一部改定実施する。

この定款は1969年 7月10日より一部改定実施する。

この定款は1971年 5月31日より一部改定実施する。

この定款は1971年 5月19日より一部改定実施する。

この定款は1975年 5月20日より一部改定実施する。

この定款は1982年 5月19日より一部改定実施する。  
この定款は1989年 5月20日より一部改定実施する。  
この定款は1990年 6月28日より一部改定実施する。  
この定款は1991年 6月28日より一部改定実施する。  
この定款は1992年 6月25日より一部改定実施する。  
この定款は1992年 8月 4日より一部改定実施する。  
この定款は1994年 6月29日より一部改定実施する。  
この定款は1996年 6月27日より一部改定実施する。  
この定款は2000年 6月29日より一部改定実施する。  
この定款は2002年 6月27日より一部改定実施する。  
この定款は2002年 8月 1日より一部改定実施する。  
この定款は2003年 6月26日より一部改定実施する。  
この定款は2004年 6月25日より一部改定実施する。  
この定款は2006年 6月28日より一部改定実施する。  
この定款は2007年 6月27日より一部改定実施する。  
この定款は2008年 6月26日より一部改定実施する。  
この定款は2009年 6月25日より一部改定実施する。  
この定款は2022年 6月28日より一部改定実施する。